

企業防衛のための

団体包括賠償責任保険制度

- ・ 企業総合賠償責任保険(国内CGL保険)
- ・ 国内生産物賠償責任保険(国内PL保険)
- ・ 輸出品生産物賠償責任保険(海外PL保険)

ご加入のおすすめ

新規加入・継続加入手続きのご案内

- | | |
|----------|--|
| 1. 保険開始日 | 平成20年10月 1日(水) |
| 2. 申込期限 | 平成20年 9月 5日(金) |
| 3. 申込先 | 社団法人 日本鍛圧機械工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館 3階
TEL: 03(3432)4579
FAX: 03(3432)4804 |

社団法人 日本鍛圧機械工業会

Japan Forming Machinery Association

団体P L 保険のご加入とともに

貴社のリスクマネジメントにご活用ください

～ セミナー・情報提供から各種コンサルティングの実施 ～

知る

P L 対策関連資料・最新情報のご提供

P L セミナー、勉強会への講師派遣

知らせる

国内海外向け製品の取扱説明書、警告ラベルの診断コンサルティング

準備する

P L クレーム対応プログラム策定コンサルティング

リコール対応プログラム策定コンサルティング

文書管理マニュアル診断コンサルティング

【実施会社】

株式会社インターリスク総研（三井住友海上グループ）

東京都千代田区神田駿河台4 - 2 - 5 （御茶ノ水NKビル6階）

上記以外にも各種リスクマネジメントのご相談に応じております。
（有料となる場合があります。お問い合わせ下さい）

お問い合わせは ワールド保険代行株式会社まで

社団法人 日本鍛圧機械工業会団体総合保険制度の概要

今年度の保険制度内容

(1) 国内CGL保険(企業総合賠償責任保険)

- ・国内PL保険(基本契約+任意加入オプション)
- ・請負業者賠償責任保険
- ・施設所有(管理者)賠償責任保険
- ・昇降機賠償責任保険

てん補限度額(補償額)
型・1億円 型・2億円
型・3億円 型・5億円

オプションS 回収費用カバー(本年より新設)

(2) 国内PL保険(従来と同内容)

てん補限度額(補償額)
型・1億円 型・2億円
型・3億円 型・5億円

任意加入オプション

オプション 民事訴訟法対応カバー
オプション PL法対応カバー
オプションS 回収費用カバー(新設)

(1) オプションSとして回収費用カバー(初期対応費用特約条項<拡張補償版>)を新設いたしました。

(2) 国内PL保険(基本契約+任意加入オプション)と国内CGL保険(企業総合賠償責任保険)をセットにし、トータル保険料を引き下げ加入しやすくしました。

(3) ただし、従来どおり国内PL保険のみのご加入もできます(基本契約と必要に応じて任意加入オプションを組み合わせでご加入できます)

海外PL保険～企業のグローバルな活動で抱えるリスクに対応します～

(3) 海外PL保険 てん補限度額(補償額)

型・US\$100万 型・US\$200万
型・US\$300万 型・US\$500万

海外で直接行う設置・メンテ・修理作業中の事故を補償するオプションを設定しました。

申 込 要 領

1. 保険期間 平成20年10月1日(水)から1年間
2. 申込書類 国内CGL・国内PL保険加入申込票(書式2)
輸出品生産物賠償責任保険(海外PL保険)加入申込票(書式4)
3. 申込期限 平成20年 9月 5日(金)
4. 申込先 社団法人 日本鍛圧機械工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館3階
TEL: 03-3432-4579 FAX: 03-3432-4804
5. 保険料振込先 保険料請求書にて請求いたしますので期日(9/19)までにお支払いください。
6. 取扱代理店 ワールド保険代行株式会社
東京 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-4-12
日本橋センタービル6F
TEL: 03-3273-6541 FAX: 03-3273-6588
大阪 TEL: 06-6201-3121 FAX: 06-6222-1967
神戸 TEL: 078-391-8710 FAX: 078-331-9239
岡山 TEL: 086-222-2130 FAX: 086-222-2195
ホームページ <http://www.worldins.co.jp>

7. 引受保険会社

(国内PL保険/国内CGL保険)

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 企業営業七部第三課

TEL: 03-3259-6694 FAX: 03-3259-7137

株式会社損害保険ジャパン

日本興亜損害保険株式会社

(海外PL保険)

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 企業営業七部第三課

TEL: 03-3259-6694 FAX: 03-3259-7137

株式会社損害保険ジャパン

ニッセイ同和損害保険株式会社

この保険は「共同保険に関する特約条項」に基づく共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務もしくは事務を行います。なお、引受保険会社は上記の通りで、引受割合については決定次第ご案内いたします。

企業総合賠償責任保険（国内CGL保険）制度の概要

～ 国内生産物賠償責任保険を含み、幅広い賠償責任事故に備えることができます ～

< 国内CGL保険のあらまし >

企業総合賠償責任保険（国内CGL保険）は、

- 製造販売した製品または行った作業の結果の欠陥（PLリスク）
- 製造した製品の据付・修理・メンテナンス作業中の事故等（作業リスク）
- 製品のデモンストレーション中の事故等（業務遂行上のリスク）
- 自社工場等施設の瑕疵および欠陥（施設リスク）

により日本国内の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。

企業を取り巻く賠償リスクはPLのみならず、昨今は幅広く多種多様になっております。そこで従来のPLリスクに加えて、PL以外の賠償リスクを包括的に補償する企業総合賠償責任保険を取り入れました。

様々な賠償事故が発生した際の財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

1. 加入資格者、保険契約者および被保険者

加入資格者：社団法人日本鍛圧機械工業会の会員会社

保険契約者：社団法人日本鍛圧機械工業会

記名被保険者：社団法人日本鍛圧機械工業会の会員会社であって加入申込票に記載されたもの

追加被保険者：以下の会社を追加被保険者とすることができます

（ はPLリスク、 は作業リスクに適用）

上記記名被保険者の日本国内の製造協力会社

上記記名被保険者の日本国内の販売会社

上記記名被保険者が受注した作業を行う下請会社

については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。

については加入申込票の所定欄への記入および割増保険料が必要となります。

記名被保険者・追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

2. 保険の内容

(1) PLリスク（国内PL保険）

下記製品の欠陥により保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故

被保険者が製造または販売（輸入品を含みます）する国内向け鍛圧機械（注）および付属関連機器を保険対象製品とし（以下「鍛圧機械等」と言います）その他の機械類をご希望される場合は工業会へご申請ください。認定製品として、保険対象製品に含めることもできます。

ただし、製造協力会社が製造し会員会社へ納入しないで販売した製品は対象となりません。

（注）「日本標準商品分類（総務庁平成2年6月）」の「32類金属加工機械」のうちの、323（3231～32399）に示される金属加工機械をいう。

被保険者が国内で行った保険対象製品の機械の組立設置・修理・メンテナンス作業の結果（完成作業危険）

(2) 作業リスク（請負業者賠償責任保険）

被保険者が鍛圧機械、認定製品等を納入・据付・修理・メンテナンス作業等の仕事の遂行に起因して、保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故。

（例）・鍛圧機械、認定製品等を納入先の工場に搬入する際、フォークリフト（構内専用に限る）の操作ミスにより壁を破損させた。

・鍛圧機械、認定製品等を据付中に、締付不良で装着した機械を破損させた。

・鍛圧機械、認定製品等の修理中に被保険者従業員が装着されている機械の配線ミスをし火災を発生させ、隣接の既設機械設備を焼失させた。

(3) 業務遂行リスク (施設所有 (管理) 者賠償責任保険)

被保険者の占有を離れていない (引渡前) 鍛圧機械、認定製品等の欠陥に起因して保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故。

(例) ・自社施設内での研修・実演中に、鍛圧機械等、認定製品の欠陥により研修者を負傷させた。
・見本市に出展中、鍛圧機械等、認定製品の欠陥により来場者を負傷させた。

(4) 施設リスク (施設所有 (管理) 者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険)

被保険者の所有・使用・管理する工場・事務所およびエレベーターなどの施設管理責任 (施設の欠陥・瑕疵) に起因して、保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故。

(例) 見学のため工場内に来社していたお客様が、床の油に滑って転倒してケガをした。

「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象となりません。

3. 保険金をお支払いする損害・費用

法律上の損害賠償金 (和解・示談も含まます)

(身体障害の場合は慰謝料・治療費、財物損壊の場合は修理費等)

引受保険会社が同意した裁判費用、弁護士費用等の争訟費用

(開発危険の抗弁に要した費用を含む)

被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

被害者が事故後 180 日以内に死亡または重度後遺障害を被った場合、および入院した場合の葬祭費用や治療費・見舞金等

引受保険会社が妥当と認める範囲内の初期対応費用

(事故発生現場の取片付け費用、事故原因の調査費用等)

引受保険会社が妥当と認める範囲内の民事訴訟に対応するため被保険者が支出した各種社内的費用 (訴訟対応書類の作成費用、事故再現実験費用等)

人格権侵害による法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金

(名誉毀損、プライバシーの侵害等)

全役員・従業員が記名被保険者の業務を遂行したことに起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金 (被保険者の範囲の拡大)

広告宣伝活動による権利侵害により、法律上の賠償責任を負担することによって被る

損害賠償金 (名誉毀損、商標侵害、著作権侵害等)

当該生産物または仕事の目的物の損壊自体 (生産物または仕事の目的物の一部の欠陥による当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含む) に対する損害

財物損壊を伴わない使用不能損害

損害の拡大防止・軽減に要した費用

権利の保全・行使に要した費用

引受保険会社による解決に協力するために要した費用

上記 については、てん補限度額の内枠払いでの限度額があります。限度額については P.6 の表をご覧ください。

上記については緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

保険金が支払われた場合、保険金の求償権は引受保険会社が代位します。

4. 保険金をお支払できない主な損害・費用

被保険者の故意によって生じた損害賠償責任

他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任

被保険者の従業員、下請負人、その使用人が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任

被保険者の所有、使用、管理する財物に与えた損害

戦争、暴動、労働争議、じんあい、騒音などに起因する損害賠償責任

地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任

排水または排気に起因する損害賠償責任

石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵の吸引・人体への摂取、石綿等の飛散もしくは石綿等への曝露などに起因する損害

原子力反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

航空法に定める航空機または道路交通法に定める自動車もしくは車両の所有、使用または管理に起因する事故。

施設の新築、修理、改造または取り壊し等の工事に起因する損害

地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事故により発生した財物の損壊に起因する損害賠償責任

(イ) 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収用物もしくは付属物・植物または土地の損壊(滅失、き損または汚損)

(ロ) 土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含む)・その収容物もしくは土地の損壊

(ハ) 地下水の増減

保険対象製品または仕事の結果が所期の性能を発揮しないことによる賠償責任

対象生産物が不良品を製造したことによる賠償責任

被保険者が放置・遺棄した機械・装置・資材に起因する損害

保険始期前にすでに発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故

被保険者が正当な理由なく生産物の回収を怠った場合に、その後生じた同一原因の事故に起因する損害

保険対象製品の回収、廃業、検査、修理、交換に要した費用(いわゆるリコール費用、回収にあたった販売業者等から賠償金として請求された場合も含む)

の損害については<任意契約オプションS>に加入することで、一定限度額までカバーされます。詳しくはP 7 ~ 8を参照ください。

など

5. 保険金の支払い基準

事故発生ベース(Occurrence basis)とします。保険金のお支払いは保険期間中に身体障害または財物損壊が発生した場合に限ります。基準となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。

6. 保険期間

平成20年10月1日午後4時から平成21年10月1日午後4時までの1年間とします。

7. 保険適用地域

日本国内(日本国内で発生した事故に起因する損害に対して日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。)

8. てん補限度額と最低保険料

身体障害事故・財物損壊事故共通の限度額（Combined Single Limit=C.S.L.）とします。てん補限度額と最低保険料については下記のとおりです。

タイプ	てん補限度額	最低保険料
I型	1事故/保険期間中通算 1億円	一律 60,000円 (オプションS付帯の場合) 一律300,000円
型	1事故/保険期間中通算 2億円	
型	1事故/保険期間中通算 3億円	
型	1事故/保険期間中通算 5億円	

上記以外のでん補限度額をご希望の場合は別途ご相談下さい。

4ページ3. 保険金をお支払いする損害・費用の については下記金額を限度額としてお支払いいたします（いずれも基本契約の限度額の内枠払い）

区分（符号は4ページの3. 保険金をお支払いする場合を参照）	てん補限度額 （1名/1事故）	保険期間中通算て ん補限度額
. 被害者治療費等担保条項	被害者が死亡した場合	50万円
	被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます）	50万円
	被害者が入院した場合	10万円
. 初期対応費用担保条項	100万円	1,000万円
. 訴訟対応費用担保条項	100万円	1,000万円
. 人格権侵害担保条項	100万円	1,000万円
. 広告宣伝活動による権利侵害担保条項	100万円	1,000万円
. 生産物自体の損害担保条項	500万円	500万円
. 使用不能損害拡張担保条項	500万円	500万円

9. 保険金支払い時における免責金額

なし

10. 保険料算出の対象となる基礎

把握可能な最近の会計年度過去1年間の保険対象製品（国内向け鍛圧機械等）の売上実績額とします。据付や修理・メンテナンス等のサービス料がある場合は売上げに含めてください。実績額に基づく保険料は「確定保険料」とし、保険期間終了後の確定精算は行いません。基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険金が削減されたり支払われない場合があります。また対象となる施設の所在地・面積・構造、昇降機の数も併せてご申告ください。基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。加入申込票の売上額に含まれていない製品は本団体保険制度の対象となりません（ただし新製品についてはこの限りではありませんが、「認定製品」にあたる場合は事前にご連絡下さい）。

1 1 . 保険金支払いの有無による割増・割引

過去1年間に何らかの保険金支払いの有無に基づいて、各会員会社毎に翌年度の最終保険料に対し下記の通り割増引を行います。(審査日:平成20年6月30日)

ランク	0	1	2	3	4
割増・割引率	+15%	+10%	0%	-10%	-15%

新規契約時はランク2(0%)です

当該年度で保険金支払い有りの場合、翌年のランクは1つダウン

当該年度で保険金支払い無しの場合、翌年のランクは1つアップ

昨年3ランクで過去1年間保険金支払なしの場合、本年ランクは4(-15%)

0ランクを下限、4ランクを上限とします。

1 2 . 保険料の目安 国内PL保険基本保険料の2倍の水準となります。

タイプ	てん補限度額	売上実績額	保険料
I型	1事故/保険期間中通算 1億円	8億円	159,680円
		12億円	203,240円
型	1事故/保険期間中通算 2億円	15億円	268,700円
		30億円	431,000円
型	1事故/保険期間中通算 3億円	50億円	594,300円
		70億円	718,700円
型	1事故/保険期間中通算 5億円	100億円	976,800円
		200億円	1,498,800円

添付の「国内CGL・国内PL保険見積依頼書(書式1)」をワールド保険代行株式会社宛にFaxにてお送り下さい。見積依頼書のご記入内容に添って見積書を作成し返送します。

保険料の支払方法:一括払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付しますので、期日までにお支払い下さい。1社でもお支払いが遅れますと、他の加入会員会社にご迷惑をかける事になりますのでご注意下さい。

1 3 . 追加被保険者

(PLリスク)日本国内の製造協力会社および販売会社を追加被保険者とする場合

割増保険料 PL基本保険料の10%

(作業リスク)記名被保険者の作業を行う下請負人は全て自動的に追加被保険者となります

(割増保険料なし)

1 4 . 補償拡大特約の内容<任意加入オプション(本年より新設)>

オプションS「回収費用カバー」

初期対応費用特約条項<拡張補償版>(新オプション)

PL事故により他人の身体障害もしくは財物損壊が発生し、事故の原因となった当該同製造工程から生産された工作機械の回収措置に要する費用。

「回収等に要する費用」とは、記名被保険者が負担した次に掲げる費用をいい、回収等が開始された日から1年以内に生じた費用に限ります。

- (1)電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用
- (2)回収する生産物または代替品の輸送費用
- (3)回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に賃借する倉庫または施設の賃借費用
- (4)回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費をこえる部分
- (5)回収等の実施により生じる交通費、出張費および宿泊費
- (6)生産物の廃棄費用

<注意>保険金のお支払いにあたっては保険会社の承認が必要となります。

- ・但し生産物追加特約条項第6条（保険金を支払わない場合 - その2 - 不良完成品損害）および第7条（保険金を支払わない場合 - その3 - 不良製造品損害）に規定する損害が発生した場合には、保険金を支払いません。
- ・当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。
 - (1)回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、通常要する額以上に要した費用
 - (2)回収等を行う生産物の修理、交換もしくは再製造に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用
 - (3)回収等に伴い、当該生産物の対価として返還する額
 - (4)生産物の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用

てん補限度額： 上記特約共通で1事故・年間通算1,000万円です。基本契約の限度額の内枠払いとなります。免責10万円)

縮小てん補割合適用：すべての損害に対し、90%とする。支払保険金の額は、次のとおりとなる。支払保険金の額 = (損害の額 - 免責金額) × 縮小てん補割合

追加保険料： 売上高より算出いたしますので別途ご案内いたします。

見積依頼書のオプションS“回収費用カバー”にチェック()をお願いいたします。

【ご参考】オプションS 特約保険料目安

売上高	特約保険料	売上高	特約保険料
5億円	124,100円	20億円	265,200円
10億円	176,800円	50億円	448,800円

注意：6頁の8項でも記載していますが、オプションSを付帯した場合、基本保険料と合算した最低保険料は300,000円となります。

15. 保険約款及び特約条項

- ・賠償責任保険普通保険約款
- ・生産物特別約款
- ・不良完成品損害担保特約条項
- ・請負業者特別約款
- ・管理財物の担保に関する特約条項A
- ・包括契約特約条項
- ・施設所有（管理）者追加特約条項
- ・漏水担保特約条項（施設用）
- ・昇降機特別約款
- ・共通てん補限度額特約条項
- ・共同保険に関する特約条項
- ・交叉責任担保特約条項
- ・賠償責任保険追加特約条項
- ・生産物追加特約条項
- ・追加被保険者特約条項（販売業者用）
- ・請負業者追加特約条項
- ・交叉責任担保特約条項C
- ・施設所有（管理）者特別約款
- ・追加被保険者特約条項
- ・保険料確定特約条項
- ・企業総合賠償責任保険特約条項（社団法人日本鍛圧機械工業会用）
 身体障害および財物損壊担保条項 / 人格権侵害担保条項 / 広告宣伝活動による権利侵害担保条項 / 被害者治療費等担保条項 / 使用不能損害拡張担保条項 / 生産物自体の損害担保条項 / 初期対応費用担保条項 / 訴訟対応費用担保条項 / 構内専用車危険担保条項 / 一般条項 / 初期対応費用担保特約条項<拡張補償版>（オプション） /

16. その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

国内生産物賠償責任保険（国内P L 保険）制度の概要

< 国内P L 保険のあらまし >

国内生産物賠償責任保険（国内P L 保険）は、製造販売した製品または行った作業の結果の欠陥により、日本国内の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。財務的なバックアップとしてだけではなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

1．保険契約者および被保険者

加入資格者：社団法人日本鍛圧機械工業会の会員会社

保険契約者：社団法人日本鍛圧機械工業会

記名被保険者：社団法人日本鍛圧機械工業会の会員会社であって加入申込票に記載されたもの

追加被保険者： 上記記名被保険者の日本国内の製造協力会社

上記記名被保険者の日本国内の販売会社

については、記名被保険者へ納入した対象製品のみが対象となります。 については会員会社の製造した対象製品を販売することによって生じた損害のみ対象となります。

については、加入申込票への記入および割増保険料(P.11 参照)が必要となります。

記名被保険者・追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

2．保険の対象となる製品ならびに作業（完成作業危険）

下記製品の 欠陥により保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故

被保険者が製造または販売（輸入品を含みます）する国内向け鍛圧機械（注）および付属関連機器を保険対象製品とし（以下「鍛圧機械等」といいます）その他の機械類をご希望される場合は工業会へご申請ください。認定製品として、保険対象製品に含めることもできます。

ただし、製造協力会社が製造し会員会社へ納入しないで販売した製品は対象となりません。

（注）「日本標準商品分類（総務庁平成2年6月）」の「32類金属加工機械」のうちの、323（3231～32399）に示される金属加工機械をいう。

被保険者が国内で行った保険対象製品の機械の組立設置・修理・メンテナンス作業の結果（完成作業危険）

「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象となりません。

3．保険金をお支払いする場合

被保険者（記名被保険者、追加被保険者）が製造または販売した保険対象製品（引渡後）の欠陥に起因して、保険期間中に偶然な事故が発生し、購入者等他人に対して与えた身体障害や財物損壊、および記名被保険者が行った対象製品の設置・修理・メンテナンス作業の結果に起因して、作業完了後に偶然な事故が発生し、他人に対して与えた身体障害や財物損壊により生じた法律上の賠償責任を負う場合に被保険者が被る下記の損害について保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金

（身体障害の場合は治療費・慰謝料・休業損害、財物損壊の場合は修理費等）

引受保険会社が同意した訴訟について生じた裁判費用・弁護士費用等の争訟費用

（開発危険の抗弁に要した費用も含む）

被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

被害者が死亡または重度後遺障害を被った場合、および入院した場合の葬祭費用や治療費・見舞金等（P12 14 . 参照）

損害の拡大防止・軽減に要した費用

権利の保全・行使に要した費用

引受保険会社による解決に協力するために要した費用

上記については緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

保険金が支払われた場合、保険金の求償権は引受保険会社が代位します。

4. 保険金をお支払いできない主な損害・費用

被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害

他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任

被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任

被保険者の所有、使用または管理する財物に与えた損害

戦争、暴動、労働争議などに起因する損害賠償責任

地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任

排水または排気に起因する損害賠償責任

原子力反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

保険対象製品の回収、廃業、検査、修理、交換に要した費用（いわゆるリコール費用、回収にあつた販売業者等から賠償金として請求された場合も含む）

保険対象製品または仕事の結果が所期の性能を発揮しないことによる賠償責任

被保険者が放置・遺棄した機械・装置・資材に起因する損害

対象生産物が不良品を製造したことによる賠償責任

石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵の吸引・人体への摂取、石綿等の飛散もしくは石綿等への曝露などに起因する損害

保険始期前にすでに発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故

被保険者が正当な理由なく生産物の回収を怠った場合に、その後生じた同一原因の事故に起因する損害

当該生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部の欠陥による当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含む)に対する損害

財物損壊を伴わない使用不能損害

事故発生時における初期の対応費用および訴訟対応の費用

被保険者の役員・従業員が直接損害賠償訴訟を提起された場合

など

～ の損害については<任意契約オプションS、 、 >に加入することで、一定限度額までカバーされます。詳しくはP 12～13を参照ください。

5. 保険金の支払い基準

事故発生ベース（Occurrence basis）とします。保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害または財物損壊を対象とし、その事故の原因となった製品の製造または販売時を問いません。従って、事故の原因となった製品が保険加入以前に製造または販売された場合であっても、事故が保険期間内に発生すれば対象となり、逆に、保険期間中に製造または販売された製品であっても、事故の発生時に保険に加入していなければ保険金の支払い対象とはなりません。

6. 保険期間

平成20年10月1日午後4時から平成21年10月1日午後4時までの1年間

7. 保険適用地域

日本国内（日本国内で事故が発生し日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。）

8. てん補限度額および最低保険料

身体障害事故・財物損壊事故共通の限度額（Combined Single Limit=C.S.L.）とします。加入タイプは下記のとおりです。

追加被保険者がある場合、てん補限度額は追加被保険者との共有となります。

タイプ	てん補限度額		最低保険料
I型	1事故/保険期間中通算	1億円	一律 30,000円 (オプションS付帯の場合) 一律300,000円
型	1事故/保険期間中通算	2億円	
型	1事故/保険期間中通算	3億円	
型	1事故/保険期間中通算	5億円	

上記以外のてん補限度額をご希望の場合は別途ご相談下さい。

9. 保険金支払い時における免責金額

なし

10. 保険料算出の基準

把握可能な最近の会計年度過去1年間の保険対象製品（国内向け鍛圧機械等）の売上実績額とします。据付や修理・メンテナンス等のサービス料がある場合は売上げに含めてください。実績額に基づく保険料は「確定保険料」とし、保険期間終了後の確定精算は行いません。基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険金が削減されたり支払われない場合があります。

基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。

加入申込票の売上額に含まれていない製品は本団体保険制度の対象となりません（但し新製品についてはこの限りではありませんが、「認定製品」にあたる場合は事前にご連絡下さい）。

11. 保険金支払の有無による割増・割引

過去1年間に何らかの保険金支払いの有無に基づいて、各会員会社毎に翌年度の最終保険料に対し下記の通り割増引を行います。（審査日：平成20年6月30日）

ランク	0	1	2	3	4
割増・割引率	+15%	+10%	0%	-10%	-15%

新規契約時はランク2（0%）です

当該年度で保険金支払い有りの場合、翌年のランクは1つダウン

当該年度で保険金支払い無しの場合、翌年のランクは1つアップ

昨年3ランクで過去1年間保険金支払なしの場合、本年ランクは4（-15%）

0ランクを下限、4ランクを上限とします。

12. 基本保険料の目安 国内CGL保険の1/2の水準となります。

タイプ	てん補限度額		売上実績額	保険料
I型	1事故/保険期間中通算	1億円	8億円	79,840円
			12億円	101,620円
型	1事故/保険期間中通算	2億円	15億円	134,350円
			30億円	215,500円
型	1事故/保険期間中通算	3億円	50億円	297,150円
			70億円	359,350円
型	1事故/保険期間中通算	5億円	100億円	488,400円
			200億円	749,400円

添付の「国内CGL・国内PL保険見積依頼書（書式1）」をワ-ルド保険代行株式会社宛にFaxにてお送り下さい。見積依頼書のご記入内容に添って見積書を作成し返送します。

13. 追加被保険者として製造協力会社、販売代理店を追加する場合

追加保険料として基本保険料の10%の割増保険料が必要となります。

14. 自動付帯特約

被害者治療費等担保特約（基本契約に自動付帯）

団体国内PL保険加入会員会社が製造・販売した製品により、対人事故が発生し、被害者が事故後180日以内に入院・重度後遺障害・死亡に至った場合の治療費や見舞金等に要した費用についてお支払い致します。いずれも基本契約の限度額の内枠払いとなります。

< 一回の事故につき被害者1名についての支払限度額 >

区分	1名あたり1支払限度額	保険期間中通算てん補限度額
被害者が死亡した場合	50万円	1,000万円
被害者が重度後遺障害を被った場合 (被るおそれのある場合を含みます)	50万円	
被害者が入院した場合	10万円	

15. 補償拡大特約の内容 < 任意加入オプション >

オプション 「民事訴訟法対応カバー」

(1) 内容

平成10年から改正施行された新民事訴訟法や司法改革、消費者の安全意識の高まりによりPL訴訟の提起の可能性が増大しております。そのために発生する諸費用を補償する特約です。保険金のお支払いにあたっては保険会社の承認が必要となります。

初期対応費用担保特約

- (1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録・原因調査、写真撮影費用
- (2) 事故現場の取片付け費用
- (3) 事故現場へ派遣に必要な交通費・宿泊費用等

訴訟対応費用担保特約

- (1) 訴訟対応にあたり、従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用等
- (2) 事故再現実験費用
- (3) 事故原因調査費用
- (4) 意見書・鑑定書作成依頼のための費用
- (5) 裁判に提出するための文書作成費用

てん補限度額： 上記2特約は各々1事故100万円、保険期間中通算1,000万円です。
基本契約の内枠払いとなります。

追加保険料： 上記2特約セットで基本保険料の10%

オプション 「PL法対応カバー」

生産物自体の損害に関する特約

<詳細> PL事故により他人の身体障害もしくは財物損壊が発生し、かつ事故を起こした機械本体の損害（修理・交換など）を請求された場合に、てん補限度額の範囲内でお支払いいたします。

損害が当該機械のみで、他に損害（身体障害または財物損壊）がなかった場合は対象になりません。

<事例> 納入した機械の欠陥から火災が発生しユーザーの会社建物を焼失させた事故で、メーカーは建物、その他の財物の損害とともに、機械自体の損害についても賠償請求を受けた。

使用不能損害拡張担保特約

<詳細> 第三者の財物に損害が発生していない場合においても、財産権を侵害したことに対する損害について補償します。

<事例> 機械が欠陥により突然停止した。周囲の工場設備などには全く損害を与えなかったが、当該機械を含んだ生産ラインが一時的停止を余儀なくされ、営業損失が生じたとして、機械メーカーが損害賠償請求を受けた。

てん補限度額： 上記2特約共通で1事故・年間通算500万円です。基本契約の限度額の内枠払いとなります。

追加保険料： 上記2特約セットで基本契約保険料の50%

オプション については、前述の国内CGL保険（P3～P8）にご加入の場合自動付帯となります。本オプション検討の場合は、是非国内CGL保険のご加入をあわせてご検討ください。

14. 補償拡大特約の内容<任意加入オプション（本年より新設）>

オプションS「回収費用カバー」

初期対応費用特約条項<拡張補償版>（新オプション）

PL事故により他人の身体障害もしくは財物損壊が発生し、事故の原因となった当該同製造工程から生産された工作機械の回収措置に要する費用。

「回収等に要する費用」とは、記名被保険者が負担した次に掲げる費用をいい、回収等が開始された日から1年以内に生じた費用に限ります。

- (1) 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用
- (2) 回収する生産物または代替品の輸送費用
- (3) 回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に賃借する倉庫または施設の賃借費用
- (4) 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費をこえる部分
- (5) 回収等の実施により生じる交通費、出張費および宿泊費
- (6) 生産物の廃棄費用

<注意> 保険金のお支払いにあたっては保険会社の承認が必要となります。

・ 但し生産物追加特約条項第6条（保険金を支払わない場合 - その2 - 不良完成品損害）および第7条（保険金を支払わない場合 - その3 - 不良製造品損害）に規定する損害が発生した場合には、保険金を支払いません。

・ 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、通常要する額以上に要した費用
- (2) 回収等を行う生産物の修理、交換もしくは再製造に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用
- (3) 回収等に伴い、当該生産物の対価として返還する額
- (4) 生産物の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用

てん補限度額： 上記特約共通で1事故・年間通算1,000万円です。基本契約の限度額の内枠払いとなります。免責10万円)

縮小てん補割合適用：すべての損害に対し、90%とする。支払保険金の額は、次のとおりとなる。支払保険金の額 = (損害の額 - 免責金額) × 縮小てん補割合

追加保険料：売上高より算出いたしますので別途ご案内いたします。

見積依頼書のオプションS“リコール費用カバー”にチェック()をお願いいたします。

【ご参考】オプションS 特約保険料目安

売上高	特約保険料	売上高	特約保険料
5億円	124,100円	20億円	265,200円
10億円	176,800円	50億円	448,800円

注意：11頁の8項でも記載していますが、オプションSを付帯した場合、基本保険料と合算した最低保険料は300,000円となります。

16. 保険料のお見積りと支払い方法について

添付の「国内CGL・PL保険見積依頼書(書式1)」をワールド保険代行株式会社宛にFaxにてお送り下さい。見積依頼書のご記入内容に添って見積書を作成し返送します。

一括払いとします。事前に保険料お支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までにお支払いください。団体保険のため1社でも保険料のお支払いが遅れますと、他の会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

17. 適用約款および特約条項

(基本契約)

- ・賠償責任保険普通保険約款
- ・生産物特別約款
- ・不良完成品損害担保特約条項
- ・共通てん補限度額特約条項
- ・共同保険に関する特約条項
- ・交叉責任担保特約条項
- ・賠償責任保険追加特約条項
- ・生産物追加特約条項
- ・追加被保険者特約条項(販売業者用)
- ・追加被保険者特約条項
- ・保険料確定特約条項
- ・被害者治療費用等担保特約条項

(オプション)

- ・初期対応費用担保特約条項
- ・訴訟対応費用担保特約条項

(オプション)

- ・生産物自体の担保に関する特約条項
- ・財物損壊を伴わない使用不能損害拡張担保特約条項

(オプションS)

- ・初期対応費用担保特約条項<拡張補償版>

18. その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

補償内容比較一覧

～ 製品に関する国内P L保険と国内C G L保険の補償比較 製品の流れに沿って ～

製品の流れ	事故内容	国内P L保険	国内C G L保険 (P L保険を内包します)
完成前	製造工場の爆発で近隣に損害	×	
完成後引渡し前 (展示中含む)	見本市会場で機械から出火し、来場者にケガ	×	
据付工事中	据付工事中に機械から出火し、ユーザーの工場に損害	×	
据付工事中	作業中ミスでユーザー工場に損害	×	
引渡し後	製品の欠陥から出火し、ユーザーの工場に損害		
引渡し後	製品の欠陥から出火し、ユーザーの工場への損害と同時に引渡した製品も焼失した	オプション で	
引渡し後	製品から出火したが周囲に被害なし (製品のみ損害)	×	×
引渡し後	製品の欠陥で製品が破損し運転が停止した。他の製造設備等への物的損害はないが、製造ラインが停止しそれによる営業損失を請求された。	オプション で	
引渡し後	メンテナンス作業中にミスでユーザー工場に損害	×	
引渡し後	メンテナンスの作業結果に欠陥があり、ユーザー工場に損害		
引渡し後	製品の欠陥から出火し、ユーザーの工場への損害と同時に引渡した製品と当該同製造工程から生産された機械を回収した	オプション Sで	オプションSで

実際には事故・被害状況等に基づく保険の有無責の判断となります。予めご了承ください。

輸出品生産物賠償責任保険（海外 P L 保険）制度の概要

< 海外 P L 保険のあらまし >

輸出品生産物賠償責任保険（海外 P L 保険）は、直接または間接に輸出した製品の欠陥または行った作業の結果の欠陥により、海外の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険であると同時に、それらの事故が製品の欠陥によるものではないにもかかわらず、言いがかり的に損害賠償を請求された場合の責任を回避して訴えを退けるための防衛手段となる保険です。財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

1. 保険契約者および被保険者

加入資格者：社団法人日本鍛圧機械工業会の会員会社

保険契約者：社団法人日本鍛圧機械工業会

記名被保険者：社団法人日本鍛圧機械工業会の会員会社であって加入申込票に記載されたもの

追加被保険者：記名被保険者の日本国内の製造協力会社及び国内海外の販売会社
製造協力会社については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。国内の販売会社については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とし、海外の販売会社については記名被保険者が認めた方法により形状を変えることなく販売人として行った通常の販売業務に限り対象となります。加入申込票の所定欄への記入および割増保険料が必要となります。

追加被保険者については、加入申込票への記入が必要となります。

記名被保険者・追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

2. 保険の対象となる製品並びに作業（完成作業危険）

記名被保険者が国内で製造または仕入れて、海外に輸出する鍛圧機械（注）および付属関連機器を保険対象製品とし、その他の機械類をご希望される場合は工業会へご申請ください。認定製品として保険対象製品に含めることもできます。ただし、製造協力会社が製造し記名被保険者へ納入しないで販売した製品は対象となりません。

（注）「日本標準商品分類（総務庁平成2年6月）」の「32類金属加工機械」のうちの323（3231～32399）に示される金属加工機械をいう。

記名被保険者が海外で行った保険対象製品の機械の組立設置・修理・メンテナンス作業の結果（完成作業危険）

3. 保険金をお支払いする損害・費用

被保険者が製造または仕入れて、海外に輸出された保険対象製品に起因して、偶然な事故が発生し他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・毀損もしくは汚損したために生じた法律上（和解・示談を含む）の賠償責任を負担することによって被る下記の損害について保険金をお支払いします。

法律上の賠償責任を負うことによって、被害者に支払うべき損害賠償金

争訟解決のための費用

イ 裁判または損害賠償請求のために要した費用。例えば裁判費用、弁護士報酬、示談解決の費用等

ロ 裁判で要求されるボンドの保証料

ハ 訴訟の調査、防禦のため保険会社に協力するために被保険者が負担した費用で、保険会社が妥当と認める費用、交通費・通信費、1日25ドルまでの収入補償

身体障害事故が発生した場合の応急手当費用

前記の損害賠償金および諸費用については、全ててん補限度額の内枠払いとなります。保険金が支払われた場合、保険金の求償権は引受保険会社が代位します。

4. 保険金をお支払いできない主な損害・費用

戦争、侵略、内戦、暴動、テロリズム等に起因する賠償責任
記名被保険者が製造、販売した保険対象製品自体の財物損壊
記名被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
リコール措置（回収・交換・検査・修理等）に要した費用、およびこれに起因する賠償責任
契約により加重された賠償責任
懲罰的賠償責任、罰金、違約金
原子力危険に起因する損害
アスベスト（石綿）に起因する賠償責任
地震・噴火・津波等の危険に起因する損害
履行遅延、不完全履行、または性能、水準等の不足・不適に起因する賠償責任
日付認識エラーによる損害
労働者災害補償法、失業保険法もしくは身体障害福祉法またはこれに類した法律によって課せられた責任
汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染物質の除去、処理、解毒または中和に要する費用 など

5. 保険金の支払い基準

Claims made basis（損害賠償請求ベース）とします。損害賠償請求の原因である身体障害または財物損壊が 遡及日（Retroactive Date：最初に加入された海外P L 保険の始期日）以降に発生したもので、保険期間内に被保険者（記名被保険者・追加被保険者）が損害賠償請求された場合に限り、保険金支払いの対象となります。

遡及日について

遡及日(Retroactive date)は、最初に加入した保険の開始日となります。この日以降に生じた事故を保険の対象とするものですが、保険会社を変更したり保険契約を更新しなかった場合などは、再加入した日が遡及日となります。保険会社を変更する場合には遡及日を遡るための割増保険料が必要となる場合がありますのでご相談ください。

6. 保険期間

平成20年10月1日12:01AMから平成21年10月1日12:01AMまでの1年間

7. 保険適用地域

A地区：日本を除く全世界

B地区：日本・アメリカ合衆国（信託統治国を含む）・カナダを除く全世界

C地区：日本・アメリカ合衆国（信託統治国を含む）・カナダ・欧州・豪州を除く全世界

上記A、B、C地区より選択できます。なお、B地区およびC地区を選択した場合B地区およびC地区以外の地域で起こったP L事故は、保険適用外となりますのでご注意ください。例えば、アジアにしか輸出を行っていない会員会社がC地区を選択した場合、もしも自社製品の中古品がアメリカに転売された後、P L事故が発生しても保険適用外となります。また過去にアメリカに輸出したものの、現在はアジアにだけしか輸出していないためC地区を選択した場合、過去の製品による事故がアメリカで発生しても、保険適用外となります。

各地域の範囲については下記となります（外務省基準）。

北米	アメリカ合衆国（信託統治国を含む）・カナダ
欧州（旧ソ連が含まれます）	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
豪州	オーストラリア、ニュージーランド
その他	上記以外（アジア、アフリカ、中南米諸国、太平洋の諸島国が該当）

8. てん補限度額（補償限度額）

身体障害、財物損壊事故共通の限度額（Combined Single Limit = C.S.L.）とします。加入タイプは以下の通りです。

タイプ	てん補限度額
I 型	1 事故/保険期間中通算 US \$ 1 0 0 万
型	1 事故/保険期間中通算 US \$ 2 0 0 万
型	1 事故/保険期間中通算 US \$ 3 0 0 万
型	1 事故/保険期間中通算 US \$ 5 0 0 万

注意：不良完成品損害担保特約条項
不良製造品・加工品損害担保特約条項のてん補限度額は主契約と同額、またはUS \$ 3 0 0 万のいずれか低い金額となります。

9. 保険金支払い時における免責金額

なし

10. 保険料の算出基礎 仕向地別のリスクを保険料に反映させました。

保険料 = 輸出実績額 × 適用保険料率

基本保険料 = 年間輸出実績額 × 基本保険料率

- ・輸出金額は、全ての保険対象製品の把握可能な最近の会計年度過去1年間における保険対象製品の年間輸出実績額です。
- ・保険適用地区 A 地区型（日本を除く全世界）、B 地区型をご選択の企業は仕向地別の比率が保険料に反映しますので、北米向け輸出比率、欧州・豪州向け輸出比率を必ずご記入下さい。
- ・基本保険料が最低保険料を下回る場合は最低保険料を適用します。
- ・算出された保険料は「確定保険料」とし保険期間終了後の確定精算は行いません。

11. 損害賠償請求の有無による保険料の割増・割引

過去1年間の保険金支払いの有無にもとづいて、各加入会員会社毎に 翌年度の最終保険料に対し下記の通り割増・割引を行います。（審査日：平成20年6月30日）

ランク	0	1	2	3	4
割増・割引率	+ 1 5 %	+ 1 0 %	0 %	- 1 0 %	- 1 5 %

新規契約時はランク2（0%）です

当該年度で保険金支払い有りの場合、翌年のランクは1つダウン

当該年度で保険金支払い無しの場合、翌年のランクは1つアップ

昨年3ランクで過去1年間保険金支払いなしの場合、本年ランクは4（-15%）0ランクを下限、4ランクを上限とします。

12. 保険料の目安 ランク2 北米輸出割合20%の場合（単位：円）

てん補限度額	型	型	型	型
輸出実績額	US \$ 100 万	US \$ 200 万	US \$ 300 万	US \$ 500 万
3 億円	850,000	1,700,000	2,600,000	3,500,000
5 億円	1,063,200	1,700,000	2,600,000	3,500,000
10 億円	2,054,400	2,664,000	3,058,000	3,857,200

1 3 . 追加被保険者として製造協力会社、販売代理店を追加する場合
基本保険料の 1 0 % の割増保険料が必要となります。

1 4 . 任意加入オプション

～海外据付工事・メンテナンス作業中の賠償事故担保～

海外で 直接記名被保険者が行う鍛圧機械等の組立設置、修理、メンテナンス作業中に偶然な事故が発生し他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損したために生じた法律上（和解・示談を含む）の賠償責任を負担することによって記名被保険者（会員会社）が被る下記の損害について保険金をお支払いします。

(1) 法律上の賠償責任を負うことによって、被害者に支払うべき損害賠償金

(2) 争訟解決のための費用

イ 裁判または損害賠償請求のために要した費用。例えば裁判費用、弁護士報酬、示談解決の費用等

ロ 裁判で要求されるボンドの保証料

ハ 訴訟の調査、防禦のため保険会社に協力するために被保険者が負担した費用で、保険会社が妥当と認める費用、交通費・通信費、1日25ドルまでの収入補償

(3) 身体障害が発生した場合の応急手当費用

上記(1)(2)(3) の損害賠償金および諸費用については、全ててん補限度額の内枠払いとなります。保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位します。

「直接記名被保険者が行う鍛圧機械等の組立設置、修理、メンテナンス作業」とは、記名被保険者の役員が海外に出張して直接行う作業をいい、S V = スーパーバイジング契約による工事を含みます。追加被保険者が行う作業については対象としておりませんのでご注意ください。

てん補限度額 海外 P L 保険のてん補限度額と共有します

割増保険料 個別にご案内いたします。「輸出品生産物賠償責任保険（海外 P L 保険）保険料算出依頼書〈書式 3〉」に必要事項をご記入の上、ワールド保険代行まで F A X 下さい。

1 5 . 年間保険料の見積もり

添付の「輸出品生産物賠償責任保険（海外 P L 保険）保険見積依頼書（書式 3）」をワールド保険代行株式会社宛に Fax にてお送り下さい。見積依頼書のご記入内容に添って見積書を作成し返送します。

1 6 . 保険料の支払い方法

2 回分割払いになります。事前に保険料支払いのご案内を工業会から送付いたしますので期日までにお支払いください。第 2 回目の保険料についても払込期日をお守りください。お支払いがない場合には、事故が発生しても保険金がお支払い出来なかったり、ご契約が解除されたりすることがあります。団体保険のため 1 社でもお支払いが遅れますと、他の会員会社にご迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

1 7 . 適用約款および特約条項

- General Liability Policy Standard Provision (一般賠償責任保険普通保険約款)
- Products and Completed Operation Liability Insurance Coverage Part (生産物及び完成作業賠償責任保険特別約款)
- Additional Insured Endorsement (追加被保険者特約条項)
- Additional Insured Endorsement (Vendors-Limited Form) (追加被保険者特約条項・販売人 リミテッドフォ - ム)
- Claims Made Basis Endorsement (損害賠償請求ベ - ス特約条項)

- Combined Single Limit Endorsement (共通てん補限度額特約条項)
- Ultimate Net Loss Clause (最終正味損害額支払特約条項)
- Punitive Damages Exclusion / Earthquake Exclusion / Professional Services Exclusion (懲罰的賠償金・地震損害・職業危険不担保特約条項)
- Asbestos Exclusion (アスベスト不担保特約条項)
- Nuclear Energy Liability Exclusion (World Wide Form) (原子力損害免責特約条項)
- Pollution Exclusion Endorsement (World Wide Form) (環境汚染危険免責条項)
- Flat Premium Endorsement (保険料確定特約条項)
- Sistership Exclusion (回収費用不担保特約条項)
- Business Risk Exclusion (性能保証免責特約条項)
- Installment Premium Endorsement (保険料分割払特約条項)
- Collective Insurance Clause (共同保険に関する特約条項)
- Date Information Recognition Exclusion (日付認識エラー - 不担保特約条項)
- Minimum Premium Endorsement (最低保険料に関する特約条項)
- Policy Territory Endorsement (適用地域に関する特約条項)
- Scope of Vendors (販売人の定義に関して)
- Additional Endorsement for Final Product Liability (不良完成品損害担保特約条項)
- Additional Endorsement for Manufactured Product Liability (不良製造品・加工品損害担保特約条項)
- Jurisdiction Endorsement (裁判管轄権に関する特約条項)
- War or Terrorism Exclusion (戦争テロリズム危険免責特約条項)

18 . その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。
 保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

参考資料 1 保険金支払いの基準について

国内 P L

事故発生ベース

事故発生と損害賠償請求				事故発生ベース Occurrence basis
加入前	初年度	2年度目	継続なし	保険適用について
x				保険の対象外
	x			初年度証券で保険対応
	x			初年度証券で保険対応
		x		2年度目証券で保険対応

- x : 事故の発生 (第三者の身体障害・財物損壊の発生)
- ┌ : 損害賠償請求 (被害者から被保険者に対する損害賠償請求)

海外 P L

損害賠償請求ベース

事故発生と損害賠償請求				損害賠償請求ベース Claims made basis
加入前	初年度	2年度目	継続なし	保険適用について
x				保険の対象外
遡及日	x			初年度証券で保険対応
	x			2年度目証券で保険対応
		x		継続なしのため保険の対象外
			x	継続なしのため保険の対象外

- x : 事故の発生 (第三者の身体障害・財物損壊の発生)
- ┌ : 損害賠償請求 (被害者から被保険者に対する損害賠償請求)

参考資料2 米国の出訴期限と法定責任期間

州名	不法行為に基づく 出訴期限		法定 責任期間	州名	不法行為に基づく 出訴期限		法定 責任期間
	人身損害	財物損害			人身損害	財物損害	
アイオワ	2年	5年		デラウェア	2年	2年	
アイダホ	2年	3年	10年	ニュージャージー	2年	6年	
アーカンソー	3年	3年		ニューハンプシャー	3年	3年	12年
アラスカ	2年	2年		ニューメキシコ	3年	4年	
アラバマ	2年	2年	10年	ニューヨーク	3年	3年	
アリゾナ	2年	2年	12年	ネブラスカ	2年	3年	
イリノイ	2年	5年	10~15年	ネブラスカ	4年	4年	10年
インディアナ	2年	2年	8~10年	ノースカロライナ	3年	3年	6年
ヴァージニア	2年	5年		ノースダコタ	6年	6年	10~11年
ヴァーモント	3年	3年		ハワイ	2年	2年	
ウィスコンシン	3年	6年		フロリダ	4年	4年	
ウエストバージニア	2年	2年		ペンシルバニア	2年	2年	
オクラホマ	2年	2年		マサチューセッツ	3年	3年	
オハイオ	2年	2年		ミシガン	3年	3年	
オレゴン	2年	6年	8年	ミシシッピ	6年	6年	
カリフォルニア	1年	3年		ミズーリ	5年	5年	
カンザス	2~10年	2~10年	10年	ミネソタ	2年	6年	
ケンタッキー	1年	2年	5~8年	メーン	6年	6年	
コネカット	2~3年	2~3年	10年	マリランド	3年	3年	
コロラド	2年	2年	10年	モンタナ	3年	2年	
サウスカロライナ	3年	3年		ユタ	4年	3年	6~10年
サウスダコタ	3年	6年	6年	ワイオミング	1年	1年	
ジョージア	2年	4年	10年	ロードアイランド	3年	10年	10年
テキサス	2年	2年		ワイオミング	4年	4年	
ネブラスカ	1年	3年	10年	ワシントン	3年	3年	

(出典 L&EC Products Liability)

*法定責任期間の空欄部分は、無制限に責任を科すことを意味しています。

クレームを受けた際の対応について

国内の事故

事故が発生した際には、次の手順で保険金請求手続きを行います。引受保険会社およびワールド保険代行は直接示談交渉並びに訴訟手続きを行うことは法律上できませんが、相談しながら手続きを進めていくこととなります。

事故の報告

事故が発生した場合には、直ちに次の項目についてワールド保険代行へ連絡してください。同時に被害物件の写真や現物の保存をお願いします。

- イ．事故発生の日時・場所
- ロ．被害者の住所・氏名及び被害物件
- ハ．事故の原因・状況等

事故の円満な解決のために、引受保険会社およびワールド保険代行より適切なアドバイスをいたします。

事故の解決

事故の解決にあたって最終的に被害者との間の協議(示談)においては、示談内容、金額については必ず保険会社の事前の了解を得てください。

保険金請求の手続

保険金請求は、保険金請求書兼事故状況説明書（被保険者の記名捺印が必要）とともに、次のような書類をそろえて、一括して取扱代理店または引受保険会社へご提出いただくことになります。

< 共通 >

- イ．示談書　ロ．示談金領収書　ハ．事故証明書　ニ．事故原因立証書類・資料
- ホ．写真（損害・製品）

< 身体障害賠償の場合 >

- イ．診断書　ロ．(死亡の場合のみ)死亡診断書あるいは死体検案書
- ハ．(死亡の場合のみ)除籍謄本(抄本)　ニ．治療費明細書
- ホ．休業証明書　ヘ．収入を証明する書類（源泉徴収票写など）　など

< 財物損害賠償の場合 >

- イ．損害明細書　ロ．裏付けの立証資料　など

海外 P L の事故

海外での事故は国内の事故とは異なり、それぞれの地域の特性に応じた対応が必要となります。特にアメリカにおいては事あるごとに訴訟提起という傾向が極めて強く、最初のスピーディーかつ適切な対応が、その後の事故のなりゆき、賠償金の額等を大きく左右します。

関係者への通知と応訴手配

クレームを受けた後、現地での必要な要因の手配（弁護士を選任等）をはじめ応訴手続きは引受保険会社が行いますので、ワールド保険代行を通じて迅速に連絡をいただくことが大切です。同時に社内での関連部署にクレームの発生を通知し、以後の対応について事前準備を行えるようにしておくことが重要です。

関連情報の収集

クレームが届いた際、その書面・訴状のみならず、その事故に関連するすべての情報を収集しておくことが重要です。法規部門のみならず技術部門・製造部門等すべての部門に何らかの情報が入っていないかどうかの確認も重要です。

対応体制の確認

引受保険会社において応訴手続きを行いますが、PLクレーム処理そのものが単に保険会社のみならず、当事者の多大な労力を要するものですので、社内における対応体制を関係者間で確認しておくことが必要です。

初期対応以降における展開のフォロー -

(具体的な初期対応例1) 訴訟ではなくクレームレターのためのケース

- ・保険会社(またはその代理人)よりクレームを出してきた相手方(クレマント)に対してまず受け取ったことを確認するとともに、製品・事故内容についての詳細な情報を求める書状を出状します。また、同時に調査会社を使って現地へ行かせ、目撃者の証言や警察、労基監督署のレポートなどの情報を入手する等周辺調査を開始します。

(具体的な初期対応例2) 訴訟ではあるがたいへん些少なクレーム

- ・必ずしも弁護士をすぐに用意はせず、保険会社が原告代理人に連絡した後、出廷期間を延期させると同時に和解・示談の可能性を探ります。

(具体的な初期対応例3) かなり本格的な訴訟

- ・早急に必要な専門弁護士を選任した上で出廷し法的防御を開始します。まず、訴状の送達の適法性、ならびに現地ではたして裁判を受けねばならないのか否か(裁判管轄権)などの法的手続きの技術面の検討があり、専門弁護士の意見をもとにすすめていくこととなります。

初期対応以降の展開は、大筋は共通ですが部分的にはケースバイケースです。第一線で応訴していく所にはもちろん情報は多くなりますが、そのすべての情報が誰にでも必要といったものではなく、法技術的なものは弁護士判断でよい所も多くあります。当事者にとって必要な情報、保険会社にとって必要な情報など各々異なることもありえます。どのようにクレーム管理を行っていくかについては初期段階に当事者間で意思確認を行います。

ご注意いただきたいこと

ご契約にあたってのご注意

お支払いする保険金の額

被保険者（補償の対象者）が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。したがって、被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払い対象とはなりません。

賠償事故の示談交渉のサービスは行いません。

賠償責任保険（除く海外生産物賠償責任保険）では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう被保険者からのご相談に応じさせていただきます。

団体契約または他人のための契約について

被保険者（補償の対象者）が、ご加入申込人と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください。

保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて（平成20年7月現在）

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者およびご加入者には、ご加入時に引受保険会社に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容の変更の際には必ずご連絡願います。

ご契約後に次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または三井住友海上にご通知ください。ご通知がない場合は、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがまたは三井住友海上にご通知ください。

ご通知がない場合は、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。

ご住所の変更など、保険証券（加入申込票を含みます）に記載された事項の変更

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約されたとき

万一事故が起こった場合の手続き

（国内生産物賠償責任保険の場合）事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または三井住友海上に次の事項をご連絡ください。

事故発生の日時・場所

被害者の住所・氏名

事故の状況・原因

損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面

取扱代理店または三井住友海上にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。ご注意ください。

（輸出品生産物賠償責任保険の場合）損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに取扱代理店または三井住友海上に次の事項をご連絡ください。

損害賠償請求を最初に知ったときの状況

申し立てられている行為

原因となる事実

被保険者が、万一損害賠償請求を受けた場合には、原則として、三井住友海上のクレームエージェント、弁護士が防禦にあたります。ただし、一部の国（日本を含みます）については防禦できない場合もあります。

示談交渉は必ず三井住友海上にご相談いただきながらおすすめてください。

なお、あらかじめ三井住友海上の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われたりした場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

その他

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては取扱代理店または三井住友海上までご照会ください。

保険金額等が外貨建となる契約では、通貨換算日の換算レートによって保険金の額が変動します。したがって、お支払する保険金の額が、お申込時における換算レートによって計算された保険金の額を下回ることがあります。

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務など代理業務を行っております。従いまして取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険は社団法人日本鍛圧機械工業会が保険契約者となる団体契約です。この団体賠償責任保険にご加入いただけるのは、社団法人日本鍛圧機械工業会およびその団体会員の会員会社にすぎりません。

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、（社）日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）または各引受保険会社のホームページをご覧ください。

郵送にて申込期日(9/5)までにご提出ください。

平成20年 月 日

国内CGL・PL保険加入申込票

会社名/代表者名 (記名被保険者)				印
住所	〒			
部署役職/担当者名				
E-MAIL	@			
T E L		F A X		

個人情報の取扱(裏表紙裏面)に同意の上、下記の通り加入申込みします。(該当箇所にご記入ください)

1. 加入保険内容(下記のいずれかに ご記入ください)

国内CGL保険	国内PL保険

2. 基本契約

型	型(1億)	型(2億)	型(3億)	型(5億)
を記入				

3. 追加被保険者・・・PLリスク (追加する場合にご記入ください)

	国内製造協力会社	国内販売会社
を記入		

追加する場合は、「6. 追加被保険者明細」に住所、会社名をご記入ください

4. 売上額について

把握可能な直近の会計年度過去1年間の国内向け売上実績額(輸入品を含む)

(決算期 年 月)

鍛圧機械等売上実績額	千円
認定製品(上記以外の製品)売上額	千円
合計	千円

認定製品を含める場合、
製品名、売上の詳細を
下記にご記入ください

認定製品名と売上実績額(PLリスク)

認定製品名	売上実績額(千円単位)

5. 施設の明細(保険対象とする施設「本社および工場」の所在地、面積、建物構造)

国内CGL保険に加入の場合、必ずご記入ください

用途	所在地	建物構造	昇降機の台数	面積
本社				
工場				

6. 追加被保険者明細

会社名	(分類)	住所
	(製造・販売)	
	(製造・販売)	
	(製造・販売)	
	(製造・販売)	
	(製造・販売)	
	(製造・販売)	

不足する場合は、別紙に記入ください。

7. 任意加入オプション(申込む場合にご記入ください)

(国内CGL保険はオプション ・ は含まれてます)

	オプション “民事訴訟法対応カバー”	オプション “PL法対応カバー”	オプションS “回収費用カバー”
を記入			

以下は、新規申込会社のみご記入ください。

(1) 過去国内CGL保険および国内PL保険の対象となる事故が発生したことが ある ・ ない

(2) 本加入申込票作成までに、本保険の対象となる(可能性のある)事故の発生、もしくは損害賠償の請求通知を 受けている ・ 受けていない

この加入申込票は保険証券と一体をなすものですので、正確にご記入下さい

送信先: ワールド保険代行株式会社 Fax 03(3273)6588

2008年 月 日

輸出品生産物賠償責任保険（海外PL保険）保険見積依頼書

会社/代表者名（和文）			
（英文）			
住所（和文）	〒		
（英文）			
部署役職/担当者			
E-Mail	@		
TEL	()	FAX	()

以下の条件にて保険料の算出を依頼いたします。

1. てん補限度額（複数希望可 をご記入ください）

保険適用地域	型 US\$100万	型 US\$200万	型 US\$300万	型 US\$500万	左記以外
A地区					US\$ 万
B地区					US\$ 万
C地区					US\$ 万

2. 把握可能な直近会計年度1年間の輸出実績額（決算期 年 月）

鍛圧機械等の輸出額	千円
認定製品（上記以外の製品）の輸出額	千円
合計輸出額	千円

輸出仕向地比率

仕向地	北米向け	欧州・豪州向け	その他地域向け	合計
比率	%	%	%	100%

認定製品名と売上実績額

認定製品名	輸出実績額（千円単位）

3. 追加被保険者 希望する場合に をご記入ください。

	国内製造協力会社	国内・海外販売会社
を記入		

4. 任意加入オプション（海外据付工事・メンテナンス作業中の賠償事故担保）

オプションを希望する		（希望する場合に をご記入ください）
------------	--	--------------------

希望する場合は、直近1年間の輸出実績額に含まれている、海外で直接行う工事（組立設置、修理、メンテナンス等。SVを含む）の「作業内容」「作業に関わる売上高」をご記入ください。

国および地域	作業内容	売上高
北米		千円
欧州・豪州		千円
その他		千円

(1) 過去海外PL保険および海外据付・メンテナンス作業中の賠償事故担保の対象となる事故が発生したことが ある ・ ない

(2) 本見積依頼書作成までに、上記2つの保険の対象となる（可能性のある）事故の発生、もしくは損害賠償の請求通知を 受けている ・ 受けていない

本票の他に、別途調査シートへの記載をお願いする場合があります。

上記にご記入いただいた事項は、海外PL保険のお見積作成に利用させていただきます。なお、お見積りに必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を三井住友海上火災保険(株)および取扱代理店に提供することがありますので、ご同意の上ご記入下さい。

郵送にて申込期日(9/7)までに提出下さい

平成20年 月 日

輸出品生産物賠償責任保険(海外PL保険)加入申込票

会社/代表者名(和文) (記名被保険者)				印
(英文)				
住所	〒			
(和文)				
(英文)				
部署役職/担当者				
E-Mail	@			
TEL		FAX		

個人情報の取扱(裏表紙裏面)に同意の上、下記の通り加入申込みします。(該当箇所にご記入ください)

1. てん補限度額 (印をご記入ください)

保険適用地域	型 US\$100万	型 US\$200万	型 US\$300万	型 US\$500万	左記以外
A地区					US\$ 万
B地区					US\$ 万
C地区					US\$ 万

2. 把握可能な直近会計年度1年間の輸出実績額 (決算期 年 月)

鍛圧機械等の輸出額	千円
認定製品(上記以外の製品)の輸出額	千円
合計輸出額	千円

輸出仕向地比率

仕向地	北米向け	欧州・豪州向け	その他地域向け	合計
比率	%	%	%	100%

認定製品名と輸出実績額

認定製品名	売上実績額(千円単位)

認定製品について

これまでの認定製品に追加して新たな認定製品がある場合には、工業会へご申告ください(製品の内容、カタログを添えてください)。製品を判断のうえ対象製品としての認定を行います。

3. 追加被保険者

追加被保険者を希望する (希望する場合をご記入ください)
希望する場合は、会社名、住所をご記入ください。

会社名(和文・英文) (分類)	住所(和文・英文)
(製造・販売)	
(製造・販売)	
(製造・販売)	
(製造・販売)	
(製造・販売)	

4. 任意加入オプション(海外据付工事・メンテナンス作業中の賠償事故担保)

任意加入オプションを希望する (希望する場合をご記入ください)
希望する場合は直近1年間の輸出実績額に含まれる直接作業を行う「作業内容」「作業に関わる売上高」をご記入ください。

国および地域	作業内容	売上高
北米		千円
欧州・豪州		千円
その他		千円

(1) 過去海外PL保険および海外据付・メンテナンス作業中の賠償事故担保の対象となる事故が発生したことが ある ・ ない

(2) 本加入申込票作成までに、上記2つの保険の対象となる(可能性のある)事故の発生、もしくは損害賠償の請求通知を 受けている ・ 受けていない

付保証明書(Certificate)が至急必要な場合はその旨ご連絡下さい
この加入申込票は保険証券と一体をなすものですので、正確にご記入下さい

送信先：ワールド保険代行株式会社 Fax 03(3273)6588

国内CGL・PL保険見積依頼書

会社名 / 代表者名			
住所	〒		
部署役職 / 担当者名			
E-MAIL	@		
T E L		F A X	

下記内容にて見積を依頼いたします。（該当箇所に をご記入ください）

1. 見積保険内容（複数依頼可）

型	国内CGL保険	国内PL保険
を記入		

2. 基本契約（複数依頼可）

型	型（1億）	型（2億）	型（3億）	型（5億）
を記入				

3. 追加被保険者... PLリスク（希望する場合 をご記入ください）

	国内製造協力会社	国内販売会社
を記入		

4. 売上額について（正確にご申告ください）

把握可能な直近の会計年度過去1年間の国内向け売上実績額（輸入品を含む）

（決算 年 月期）

鍛圧機械等売上実績額	千円
認定製品（上記以外の製品）売上額	千円
合計	千円

認定製品を含める場合、製品名、売上の詳細を下記にご記入ください

認定製品名と売上実績額（PLリスク）

認定製品名	売上実績額（千円単位）

5. 任意加入オプション（申込む場合に をご記入ください）

（国内CGL保険はオプション ・ は含まれてます）

	オプション “ 民事訴訟法対応カバー ”	オプション “ PL法対応カバー ”	オプションS “ 回収費用カバー ”
を記入			

上記にご記入いただいた事項は、国内CGL保険および国内PL保険のお見積作成に利用させていただきます。なお、お見積り作成に必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を三井住友海上火災保険㈱および取扱代理店に提供することがありますので、ご同意の上ご記入下さい。